

平成二十四年七月十九日提出
質問第三四八号

書 地方税法第四百八十五条の十四（たばこ税額を条件とする補助金等の禁止）に関する質問主意

提出者 平山泰朗

地方税法第四百八十五条の十四（たばこ税額を条件とする補助金等の禁止）に関する質問主意書

憲法の定める地方自治権の趣旨を踏まえ、地方税法第四百八十五条の十四（たばこ税額を条件とする補助金等の禁止）の解釈について、以下のとおり質問する。

一 普通地方公共団体たる市町村は、下記の（１）、（２）、（３）の条件を全て満たす個別具体的な場合においては、小売販売業者（たばこ事業法第九条第六項に規定する小売販売業者をいう。）に対し、地方税法第四百八十五条の十四に規定する「補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付又は貸付金の貸付け」（以下、「補助金の交付等」という。）を行うことができるものと解してよいか。

（１） 当該補助金の交付等が、地方税法第四百八十五条の十四に定める「当該市町村に納付された、若しくは納付されるべきたばこ税額又は納付されることが見込まれるたばこ税額の見込額が一定の額以上であることを条件」としない場合であること。

（２） 当該補助金の交付等が、地方自治法第二百三十二条の二に定める「普通地方公共団体は、その公

益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」に違反するものでないこと。

(3) 当該補助金の交付等が、地方財政法第二条第一項に定める「地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。」に違反するものでないこと。

右質問する。